

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険
事業計画（素案）」

平成30年2月

大阪市 福祉局 高齢福祉課
介護保険課

大阪市高齢者保健福祉計画
・介護保険事業計画（案）
（平成30年度～32年度）

平成30年 月
大 阪 市

目 次

総 論

第 1 章 計画策定の趣旨・概要

1	高齢者施策推進の必要性	1
2	国や大阪市における取組みの経過	3
	（ 1 ）国における取組みの経過	3
	（ 2 ）大阪市の取組みの経過	5
3	計画の位置づけ	6
4	計画の期間	8
5	策定体制	8

第 2 章 第 6 期計画の進捗と評価・課題

1	介護保険事業に関する進捗状況等	9
	（ 1 ）サービス利用者の状況	9
	（ 2 ）保険給付額の推移	11
	（ 3 ）サービス別保険給付の状況	13
	（ 4 ）第 6 期介護保険事業計画の状況	15
2	第 6 期計画の重点的な課題と取組みに関する進捗状況等	17
	（ 1 ）高齢者の地域包括ケアの推進体制の構築	17
	（ 2 ）認知症の方への支援と高齢者の権利擁護施策の推進	19
	（ 3 ）介護予防の充実、市民による自主的活動への支援	22
	（ 4 ）地域包括ケアに向けたサービスの充実	24
	（ 5 ）高齢者の多様な住まい方の支援	26

第 3 章 大阪市の高齢化の現状

1	人口構造	28
	（ 1 ）人口の推移	28
	（ 2 ）年齢区分別人口の推移	29
	（ 3 ）高齢化の進展	30
2	世帯構成	31
	（ 1 ）世帯の推移	31
	（ 2 ）高齢者のいる世帯の状況	32
3	高齢者の状況	34
	（ 1 ）第 1 号被保険者の状況	34
	（ 2 ）要介護認定者の推移	35

(3) 認知症高齢者の推移	37
4 区別の状況	39
(1) 人口・世帯の状況	39
(2) 高齢者の状況	41
(3) 高齢者人口の将来推計	42
(4) 各区の第 1 号被保険者の状況	43

第 4 章 高齢者の実態調査結果の概要

1 調査の概要	44
2 調査結果の分析	46
(1) 本人調査	46
(2) ひとり暮らし調査（本人調査における世帯比較結果）	53
(3) 介護保険サービス利用者・未利用者調査	55
(4) 介護をしている方を対象とした調査	57
(5) 施設調査	60

第 5 章 平成 37（2025）年の社会の姿

1 大阪市の将来推計人口	62
2 社会的援護が必要な世帯の増加	64
3 高齢者の状態像	65

第 6 章 計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方・基本方針	66
(1) 施策推進の基本的な考え方	66
(2) 高齢者施策推進の基本方針	69
2 第 7 期計画における取組みの方針	70
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進	70
(2) 大阪市の高齢者施策の体系	73
3 日常生活圏域の設定	75
(1) 日常生活圏域の基本的な考え方	75
(2) 大阪市における日常生活圏域の設定	75

第7章 重点的な課題と取組み

1	高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実	80
	(1) 在宅医療・介護連携の推進	82
	【現状と課題】	82
	【今後の取組み】	84
	(2) 地域包括支援センターの運営の充実(地域ケア会議の推進)	86
	【現状と課題】	86
	【今後の取組み】	90
	(3) 地域における見守り施策の推進(孤立化防止を含めた取組み)	93
	【現状と課題】	93
	【今後の取組み】	93
	(4) 複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実	95
	【現状と課題】	95
	【今後の取組み】	95
	(5) ひとり暮らし高齢者への支援(再掲)	97
	【現状と課題】	97
	【今後の取組み】	97
2	認知症の方への支援と高齢者の権利擁護施策の推進	100
	(1) 認知症の方への支援	100
	【現状と課題】	100
	【今後の取組み】	103
	(2) 権利擁護施策の推進	109
	【現状と課題】	109
	【今後の取組み】	111
3	介護予防の充実、市民による自主的活動への支援	113
	(1) 一般介護予防事業の推進(介護予防・重度化防止の推進)	113
	【現状と課題】	113
	【今後の取組み】	115
	(2) 健康づくりの推進	117
	【現状と課題】	117
	【今後の取組み】	119
	(3) 高齢者の社会参加と生きがいづくり	121
	【現状と課題】	121
	【今後の取組み】	123

(4)	ボランティア・NPO等の市民活動支援	126
	【現状と課題】	126
	【今後の取組み】	127
4	地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実	128
(1)	介護予防・生活支援サービス事業の充実	130
	【現状と課題】	130
	【今後の取組み】	131
(2)	生活支援体制の基盤整備の推進	132
	【現状と課題】	132
	【今後の取組み】	132
(3)	介護給付等対象サービスの充実	134
	【現状と課題】	134
	【今後の取組み】	134
(4)	介護サービスの質の向上と確保	135
	【現状と課題】	135
	【今後の取組み】	135
(5)	在宅支援のための福祉サービスの充実	138
	【現状と課題】	138
	【今後の取組み】	139
(6)	介護人材の確保及び資質の向上	140
	【現状と課題】	140
	【今後の取組み】	140
5	高齢者の多様な住まい方の支援	142
	【現状と課題】	142
	【今後の取組み】	146
(1)	多様な住まい方の支援	146
(2)	居住の安定に向けた支援	147
(3)	施設・居住系サービスの推進	147
(4)	住まいに対する指導體制の確保	149

具体的施策

第8章 具体的施策

1	地域包括ケアの推進	150
(1)	在宅医療・介護連携の推進	150
(2)	地域包括支援センターの運営の充実	153
(3)	総合的な相談支援体制の整備	154

2	認知症施策と権利擁護施策	156
	(1) 認知症の方への支援	156
	(2) 権利擁護施策の推進	162
3	介護予防、健康づくり、生きがいづくり	165
	(1) 介護予防	165
	(2) 健康づくり	167
	(3) 高齢者の社会参加と生きがいづくり	171
	(4) ボランティア・NPO等の市民活動支援	176
4	サービスの充実・利用支援	178
	(1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実	178
	(2) 生活支援体制の基盤整備の推進	179
	(3) 介護給付等対象サービスの充実	179
	(4) 介護サービスの質の向上と確保	184
	(5) 在宅支援のための福祉サービスの充実	191
	(6) 福祉人材の確保等	194
	(7) 効果的な情報提供・啓発	195
5	住まいづくり・まちづくり	200
	(1) 住まいづくり	200
	(2) 施設・居住系サービス	204
	(3) ひとにやさしいまちづくり	208
	(4) 安全な暮らしのために	210

施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に 係る取組みと目標

第9章 施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防 止等に係る取組みと目標

1	施設等の整備目標数・サービス目標量等	214
	(1) 施設等の整備目標数	215
	(2) 介護保険給付サービス目標量	217
2	自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標	226
	(1) 高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止等に資する取組みの推進	226
	(2) 介護給付等に要する費用の適正化の推進	229
	(3) その他	230

介護保険給付に係る費用の見込み等.....

第 10 章 介護保険給付に係る費用の見込み等

1	介護保険給付に係る費用算定の流れ	231
2	高齢者人口（第1号被保険者数）の推計	232
3	要介護（要支援）認定者数の推計	233
4	施設・居住系サービス利用者数の推計	235
5	標準的居宅（介護予防）サービス等の受給対象者数の推計	236
6	標準的居宅（介護予防）サービス等の受給者数の推計	237
7	サービス給付見込みの推計	238
	（1）居宅サービスの給付見込み	238
	（2）施設サービスの給付見込み	239
	（3）地域密着型サービスの給付見込み	240
8	介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の見込み	241
	（1）介護保険給付及び地域支援事業に係る費用（利用者負担分を除く）の見込み	241
	（2）保険料段階及び保険料率の設定	242
	（3）第1号被保険者（65歳以上）の保険料（試算額）	243
	（4）介護保険サービスの利用料	244

施策の推進体制.....

第 11 章 施策の推進体制

1	市民等の意見反映のための体制	245
2	施策推進のための体制	245

総論

第1章 計画策定の趣旨・概要

1 高齢者施策推進の必要性

- わが国では、平成 29(2017)年 9 月時点の推計人口において、65 歳以上の人口は 3,514 万人を超えており、国民の約 4 人に 1 人が高齢者となっています。高齢者数は平成 54(2042)年頃まで増加し、その後も、75 歳以上の人口割合については増加し続けることが予想されています。
- 特に、団塊の世代がすべて 75 歳以上となる平成 37(2025)年以降は、国民の医療や介護の需要が増加することが見込まれることから、高齢者施策を積極的に推進していくことが必要となります。
- 国においては、高齢社会対策の推進に当たっての基本的考え方を明確にし、分野別の基本的施策の展開を図ることとして、平成 24(2012)年 9 月 7 日に「高齢社会対策大綱」が閣議決定されました。(大綱における基本的な考え方は、次頁「高齢社会対策推進のポイント」を参照)
- この大綱は、意欲と能力のある高齢者には社会の支え手となってもらうと同時に、支えが必要となった時には、周囲の支えにより自立し、人間らしく生活できる尊厳のある超高齢社会を実現させること、国民一人ひとりの意欲と能力が最大限に発揮でき、全世代で支え合える社会を構築することを目的としています。
- この大綱に基づき、国においては、平成 37(2025)年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築が進められています。
- 大阪市においても、「地域包括ケアシステムの構築」は重要な課題であり、医療・介護・介護予防・住まい・自立した日常生活の支援の 5 つのサービスが包括的・継続的に行われることが必要となっています。
- このため、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成 27 年度～29 年度)」(以下「第 6 期計画」という。)の取組みを承継しつつ、上記の課題を解決し、市内で生活するすべての高齢者が、生きがいを持って安心して生活できる環境を実現するために本計画を策定し、総合的かつ効果的に高齢者施策を推進します。

高齢社会対策推進のポイント

「高齢者」の捉え方の意識改革

「支えが必要な人」という高齢者像の固定観念を変え、意欲と能力のある65歳以上の者には支える側に回ってもらうよう意識改革を図る。

老後の安心を確保するための社会保障制度の確立

すべての人が社会保障の支え手であると同時に、社会保障の受益者であることを実感できる制度を確立する。

高齢者の意欲と能力の活用

高齢者の多様なニーズに応じた柔軟な働き方が可能となる環境整備を図るとともに、新しい活躍の場の創出など社会参加の機会の確保を推進する。

地域力の強化と安定的な地域社会の実現

地域とのつながりが希薄化している中で、地域のコミュニティの再構築を図る。また、地域で尊厳を持って生きられるような、医療・介護の体制の構築を進める。

安全・安心な生活環境の実現

医療や介護、職場、住宅が近接した集約型のまちづくりを推進する。また、高齢者を犯罪、消費者トラブル等から守り、高齢者の安全・安心を確保する社会の仕組みを構築する。

若年期からの「人生90年時代」への備えと世代循環の実現

若い頃からの健康管理、健康づくりへの取組み、生涯学習や自己啓発の取組み及び仕事と生活の調和の推進を図る。また、高齢者の築き上げた資産を次世代が適切に継承できるよう、社会に還流できる仕組みの構築を図る。

2 国や大阪市における取組みの経過

(1) 国における取組みの経過

- 今後、都市部を中心に75歳以上の高齢者数が急増するとともに、ひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯が増加するなど、地域社会・家族関係が大きく変わっていく中で、介護保険制度がめざす「高齢者の尊厳の保持」や「自立支援」をいかに実現していくかが問われています。
- 「できる限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送りながら老いていきたい」という多くの人々に共通する願いをかなえるためには、介護のサービス基盤を整備するだけでは不十分であり、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築をめざした取組みが進められてきました。
- 平成17(2005)年の介護保険制度の見直しでは、市町村単位でサービスの充実とコーディネートが図られるよう、地域密着型サービスや地域包括支援センターが創設されるとともに、自立支援の視点に立って、予防給付や地域支援事業が導入されるなど、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みが始まりました。
- また、平成23(2011)年の介護保険制度の見直しでは、地域包括ケアシステムに係る理念規定が介護保険法に明記されるとともに、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支える仕組みとして、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)」といった新しいサービスが導入されました。あわせて、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が改正され、在宅生活を継続するうえでの土台となる住まいを必要な社会資本として整備し、居住確保の取組みが進められてきました。
- さらに、今後の高齢化の進展やサービスのさらなる充実・機能強化を図っていく中で、介護サービスの増加に伴って、65歳以上高齢者の介護保険料(第1号保険料)は、さらに増加していくことが見込まれ、現役世代の介護保険料(第2号保険料)も同様に増えていくことが予想され、介護保険制度の持続可能性を高めていくことが強く求められています。
- このことから、平成26(2014)年の介護保険制度の見直しでは、「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」の大きな2つの柱が示されました。
- 「地域包括ケアシステムの構築」については、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療、介護、介護予防、生活支援の充実を進める観点から、在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、予防給付の訪問介護、通所介護を地域支援事業に移行し、市町村が地域特性に応じて多様化することとされました。また、特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介

護者を支える機能に重点化が図られました。

- また、「費用負担の公平化」については、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高める観点から、低所得者の保険料軽減の拡充、一定以上の所得のある利用者の自己負担の2割への引上げなどの改正が行われました。
- このように、介護保険制度を取り巻く状況が大きく変化している中で、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年や、高齢者数がピークを迎える平成54(2042)年も見据えつつ、引き続き、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、質が高く必要なサービスを提供していくと同時に、財源と人材とをより重点的・効率的に活用する仕組みを構築することにより、制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。
- このため、今回の介護保険制度の改正では、高齢者の「自立支援」と要介護状態の「重度化防止」を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするため、下記のような考え方が示されています。

介護保険制度改正のポイント

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の主な改正内容

地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組みの推進（介護保険法）
 - ・ 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）
 - ・ 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
 - ・ 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備
- 3 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）
 - ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
 - ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置づける

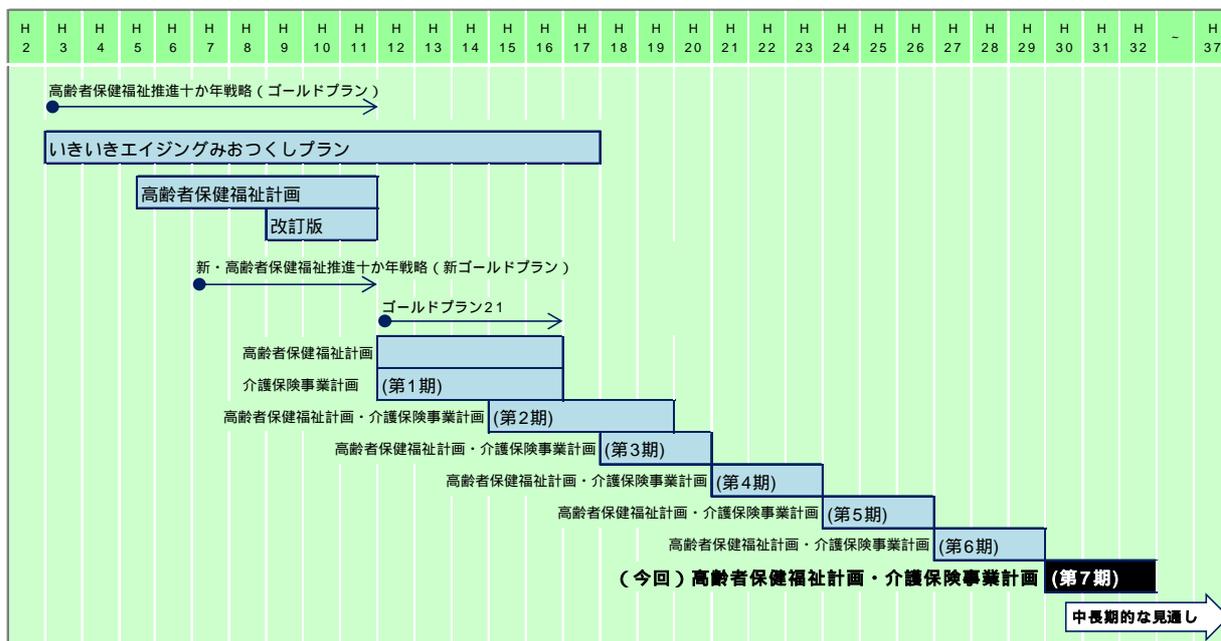
介護保険制度の持続可能性の確保

- 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）
- 5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）
 - ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする

(2) 大阪市の取組みの経過

- 大阪市では、平成 15 (2003) 年 3 月にこれまでの「大阪市高齢者保健福祉計画」及び「大阪市介護保険事業計画」を一体化し、平成 19 (2007) 年度までを計画期間とする「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。
- 平成 18 (2006) 年に施行された改正介護保険法で計画期間が 3 年を 1 期とするように変更され、「予防重視型システムへの転換」と「地域包括ケア」が大きな柱として掲げられたことを受け、計画期間を平成 18 (2006) 年度からの 3 年間に改定するとともに、地域包括支援センターを設置し、段階的に増設しながら地域包括ケアを推進しています。
- 第 6 期計画では、平成 37 (2025) 年に向けた中長期的な「地域包括ケア計画」のスタートとして位置づけ、「高齢者の地域包括ケアの推進体制の構築」、「認知症の方への支援と高齢者の権利擁護施策の推進」、「介護予防と市民による自主的活動への支援」、「地域包括ケアに向けたサービスの充実」、「高齢者の多様な住まい方の支援」といった取組みを重点的に進めてきました。

図表 1 - 2 - 1 高齢者に関連する計画の策定経過



3 計画の位置づけ

- 本計画では、第6期計画の取組みや方向性を承継し、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37(2025)年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るための取組みを推進していきます。
- そのうえで、目標年度となる平成32(2020)年の高齢者介護のあるべき姿を念頭に置きながら、高齢者及びその家族の実態と意向を反映するとともに、地域の実情を踏まえ、地域にふさわしいサービス提供体制の実現をめざして策定しています。
- また、本計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、「高齢者保健福祉計画」(法律上は「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定することで、介護保険及び福祉サービスを総合的に展開することをめざしています。
- 本計画の策定にあたっては、高齢者に関わる様々な計画との整合性を持ったものとします。
- とりわけ、「大阪市地域福祉基本計画」は、高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者等の対象者ごとの福祉施策や、その他の生活関連分野の施策が連携しながら、市民の地域生活を支援することで、だれもが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるまちづくりをめざす計画です。(参考：図1-3-2)
- 「地域共生社会」の実現に向けて、「大阪市地域福祉基本計画」の理念をベースとして、「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」とも連携しながら、高齢者の地域生活を支援します。
- また、「大阪府保健医療計画(大阪市二次医療圏)」とは、平成30(2018)年度以降、計画作成・見直しのサイクルが一致することとなるため、本計画の策定においては、両計画の整合性や一体的な作成体制の整備等がこれまで以上に求められています。

高齢者保健福祉計画

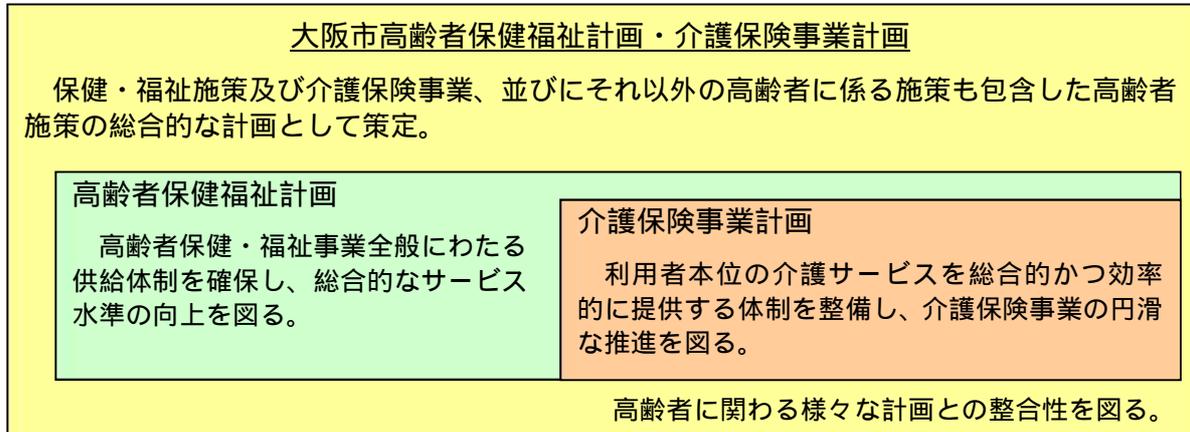
- 高齢者等の健康づくり、生きがいつくり、ひとり暮らし高齢者の生活支援等を通して、自立と社会参加を促す高齢者保健・福祉事業全般にわたる供給体制を確保し、総合的なサービス水準の向上を図ります。

介護保険事業計画

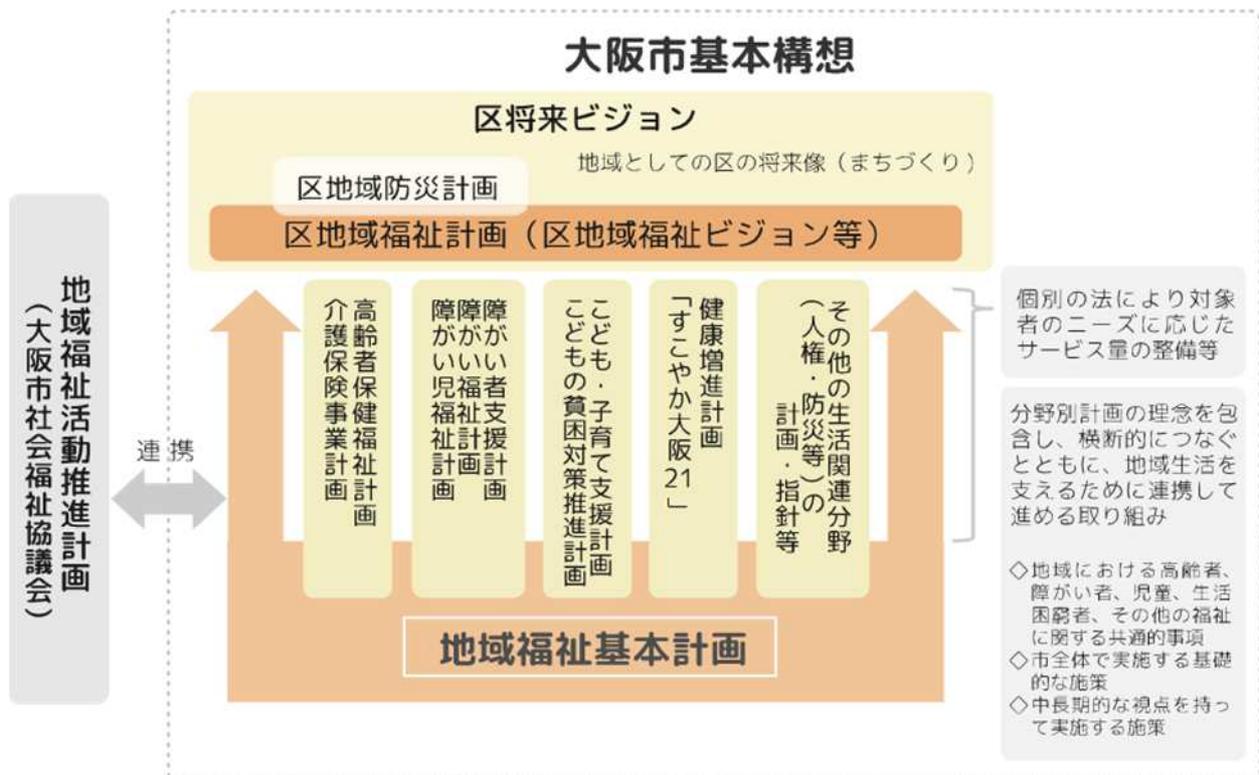
- 地域の実情に応じた介護サービスや自立した生活を支援する事業の内容と量を的確に把握し、介護等を必要とする人が尊厳を保持し、可能な限り自立した生活を営む

ことができるよう、利用者本位の介護サービスを総合的かつ効率的に提供する体制を整備し、介護保険事業の円滑な推進を図ります。

図表 1 - 3 - 1 高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係図



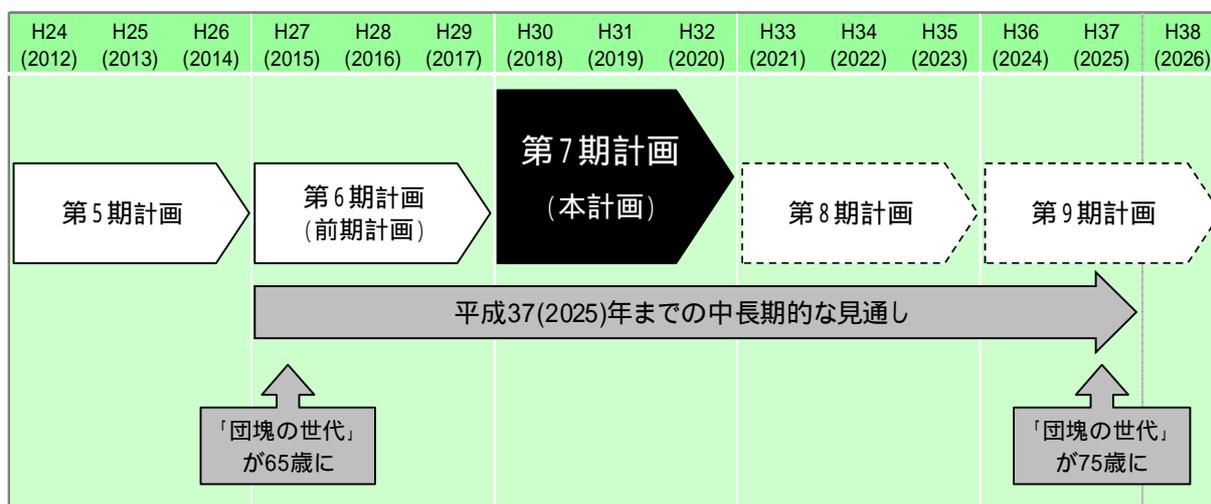
図表 1 - 3 - 2 【参考】地域福祉基本計画から見た他の計画等の関係図



4 計画の期間

- 本計画では、第9期計画期間中にあたる平成37(2025)年を見据え、第6期計画から段階的な構築をめざしている「地域包括ケアシステム」について、より深化・推進していくこととします。
- そのうえで、平成30(2018)年度を始期とし平成32(2020)年度を目標年度とする3か年計画として策定しています。
- なお、高齢者の生活実態・意向や社会情勢の変化に対応するため、各期の計画は3か年ごとに見直し、策定するものとしています。

図表1-4-1 計画の期間



5 策定体制

大阪市では、高齢者施策に主体的に取り組み、その一層の推進を図るための全庁的な組織として、福祉局長を委員長とする「大阪市高齢者施策連絡会議」を設置し、高齢者を支援する施策を総合的かつ円滑に推進するための体制整備を図っています。

本計画の策定にあたっては、高齢者とその家族等のニーズを的確に把握し、計画策定の基礎資料とするため、平成28(2016)年度に高齢者実態調査を実施しました。

また、国等の指針に基づき、「大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」の委員の意見などを踏まえながら検討を行うとともに、本計画の素案について、広く市民の意見を求めるために、パブリックコメントを実施し、いただいた意見を適宜反映したうえで、計画を完成させました。

なお、計画案の策定にあたっては関連する他の計画との整合性を図りつつ、大阪府等の関連する機関とも連携を図っています。

計画策定の体制については、「参考資料」を参照

第2章 第6期計画の進捗と評価・課題

1 介護保険事業に関する進捗状況等

(1) サービス利用者の状況

大阪市の介護サービス利用者数については、全国に比較して、居宅サービスにおける利用者の割合が高くなっています。また、第1号被保険者に占める利用者数の割合は、全国を上回っています。

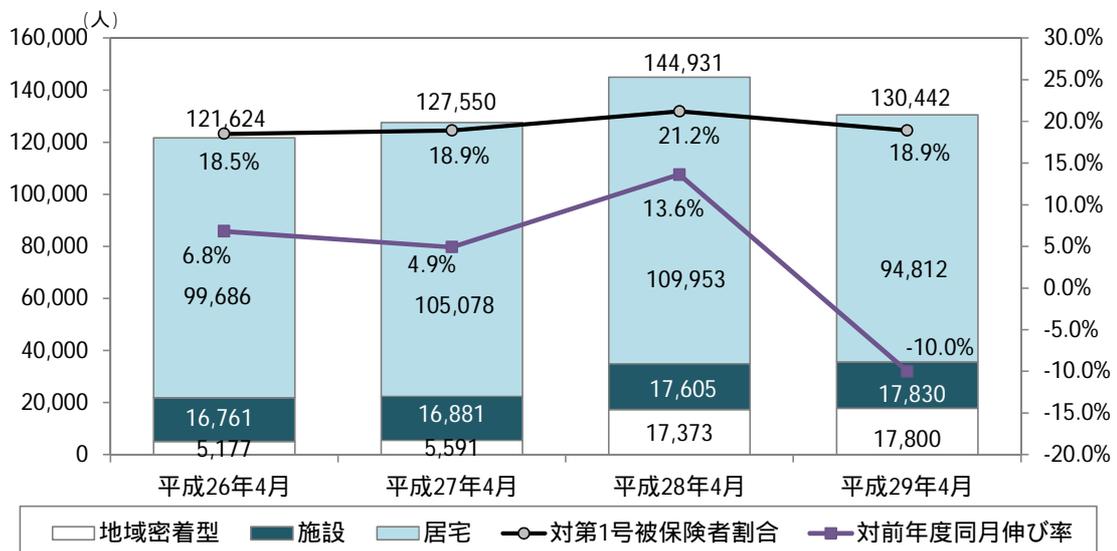
図表2-1-1 サービス利用者数の推移（大阪市）

大阪市	平成26年4月			平成27年4月			平成28年4月			平成29年4月		
	予防	介護	計	予防	介護	計	予防	介護	計	予防	介護	計
居宅サービス	33,178人 (99.7%)	66,508人 (75.2%)	99,686人 (81.9%)	35,787人 (99.7%)	69,291人 (75.6%)	105,078人 (82.3%)	37,664人 (99.7%)	72,289人 (67.4%)	109,953人 (75.8%)	19,623人 (99.4%)	75,189人 (67.9%)	94,812人 (72.6%)
地域密着型サービス	95人 (0.3%)	5,082人 (5.8%)	5,177人 (4.3%)	119人 (0.3%)	5,472人 (6.0%)	5,591人 (4.4%)	114人 (0.3%)	17,259人 (16.1%)	17,373人 (12.0%)	121人 (0.6%)	17,679人 (16.0%)	17,800人 (13.6%)
施設サービス	0人 (0.0%)	16,761人 (19.0%)	16,761人 (13.8%)	0人 (0.0%)	16,881人 (18.4%)	16,881人 (13.2%)	0人 (0.0%)	17,605人 (16.4%)	17,605人 (12.1%)	0人 (0.0%)	17,830人 (16.1%)	17,830人 (13.7%)
合計	33,273人 (100.0%)	88,351人 (100.0%)	121,624人 (100.0%)	35,906人 (100.0%)	91,644人 (100.0%)	127,550人 (100.0%)	37,778人 (100.0%)	107,153人 (100.0%)	144,931人 (100.0%)	19,744人 (100.0%)	110,698人 (100.0%)	130,442人 (100.0%)
対前年度同月伸び率	5.6%			4.9%			13.6%			-10.0%		
第1号被保険者数	645,750人			661,815人			673,509人			679,839人		
うちサービス利用者数	119,346人			125,363人			142,479人			128,190人		
第1号被保険者に占める利用者数の割合	18.5%			18.9%			21.2%			18.9%		

資料：介護保険事業状況報告

大阪市における介護サービス利用者数の推移をみると、平成29（2017）年4月から総合事業実施に伴い、居宅サービス（介護予防）の利用者が減少していますが、施設サービス、地域密着型サービスなど他のサービスにおいて増加傾向にあります。

図表2-1-2 サービス利用者数、第1号被保険者に占める利用者割合（大阪市）



資料：大阪市福祉局

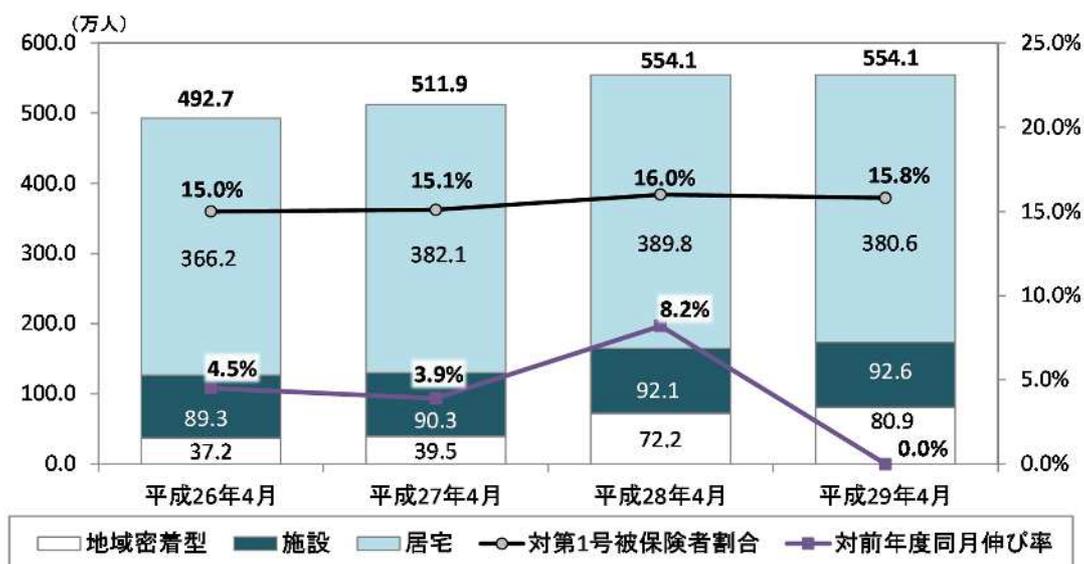
図表2-1-3 サービス利用者数の推移（全国）

全国	平成26年4月			平成27年4月			平成28年4月			平成29年4月		
	予防	介護	計	予防	介護	計	予防	介護	計	予防	介護	計
居宅サービス	104.1万人 (99.1%)	262.1万人 (67.6%)	366.2万人 (74.3%)	109.6万人 (99.1%)	272.5万人 (67.9%)	382.1万人 (74.6%)	107.4万人 (98.9%)	282.4万人 (63.4%)	389.8万人 (70.3%)	90.6万人 (98.7%)	290.0万人 (62.7%)	380.6万人 (68.7%)
地域密着型サービス	0.9万人 (0.9%)	36.3万人 (9.4%)	37.2万人 (7.6%)	1.0万人 (0.9%)	38.5万人 (9.6%)	39.5万人 (7.7%)	1.2万人 (1.1%)	71.0万人 (15.9%)	72.2万人 (13.0%)	1.2万人 (1.3%)	79.7万人 (17.2%)	80.9万人 (14.6%)
施設サービス	0.0万人 (0.0%)	89.3万人 (23.0%)	89.3万人 (18.1%)	0.0万人 (0.0%)	90.3万人 (22.5%)	90.3万人 (17.6%)	0.0万人 (0.0%)	92.1万人 (20.7%)	92.1万人 (16.6%)	0.0万人 (0.0%)	92.6万人 (20.0%)	92.6万人 (16.7%)
合計	105.0万人 (100.0%)	387.7万人 (100.0%)	492.7万人 (100.0%)	110.6万人 (100.0%)	401.3万人 (100.0%)	511.9万人 (100.0%)	108.6万人 (100.0%)	445.5万人 (100.0%)	554.1万人 (100.0%)	91.8万人 (100.0%)	462.3万人 (100.0%)	554.1万人 (100.0%)
対前年度 同月伸び率	4.5%			3.9%			8.2%			0.0%		
第1号被 保険者数	3,210.5万人			3,308.4万人			3,387.1万人			3,445.6万人		
うちサービス 利用者数	481.6万人			501.1万人			543.1万人			543.2万人		
第1号被保険者に占める 利用者数の割合	15.0%			15.1%			16.0%			15.8%		

資料：介護保険事業状況報告

大阪市、全国とも各月はサービス利用月である。
数値は、千人未満を四捨五入しているため、計に一致しない。

図表2-1-4 サービス利用者数、第1号被保険者に占める利用者割合（全国）



資料：介護保険事業状況報告

(2) 保険給付額の推移

保険給付額の推移をみると、大阪市、全国ともに居宅サービス（介護予防）に係る保険給付額が減少していますが、施設サービス、地域密着型サービスなど他のサービスにおいて保険給付額が増加傾向となっています。

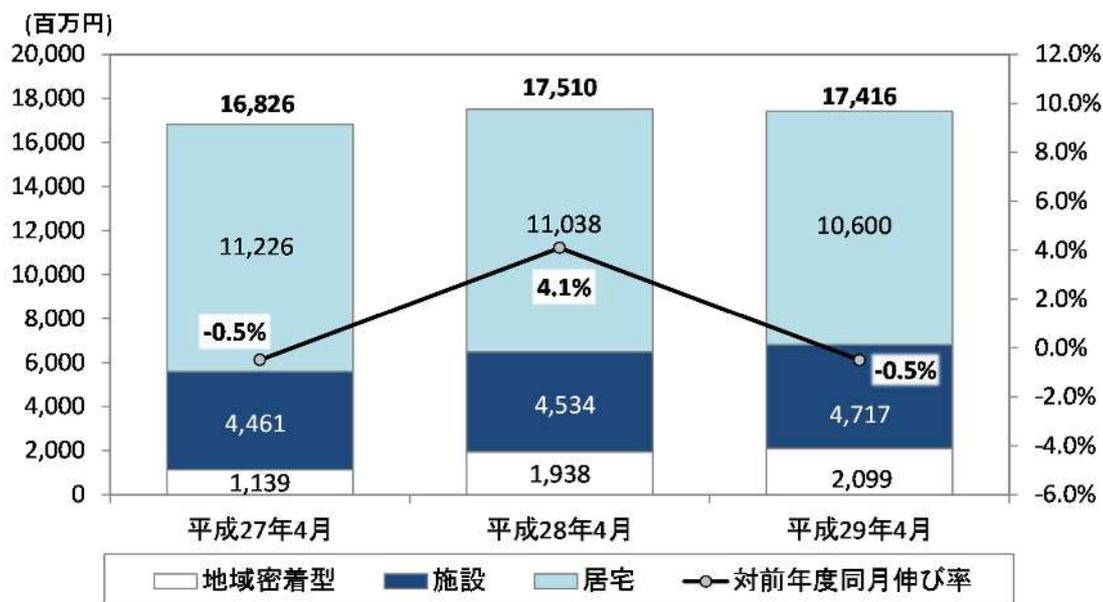
図表2-1-5 保険給付額の推移（大阪市）

単位：百万円

大阪市	平成27年4月			平成28年4月			平成29年4月		
	予防	介護	計	予防	介護	計	予防	介護	計
居宅サービス	1,262	9,964	11,226	1,336	9,702	11,038	482	10,118	10,600
	(99.4%)	(64.1%)	(66.8%)	(99.4%)	(60.0%)	(63.1%)	(98.2%)	(59.8%)	(60.9%)
地域密着型サービス	8	1,131	1,139	8	1,930	1,938	9	2,090	2,099
	(0.6%)	(7.3%)	(6.7%)	(0.6%)	(11.9%)	(11.0%)	(1.8%)	(12.3%)	(12.0%)
施設サービス	0	4,461	4,461	0	4,534	4,534	0	4,717	4,717
	(0.0%)	(28.7%)	(26.5%)	(0.0%)	(28.0%)	(25.9%)	(0.0%)	(27.9%)	(27.1%)
合計	1,270	15,556	16,826	1,344	16,166	17,510	491	16,925	17,416
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
対前年度 同月伸び率	-0.5%			4.1%			-0.5%		

資料：介護保険事業状況報告

図表2-1-6 保険給付額の推移（大阪市）



資料：大阪市福祉局

図表2-1-7 保険給付額の推移(全国)

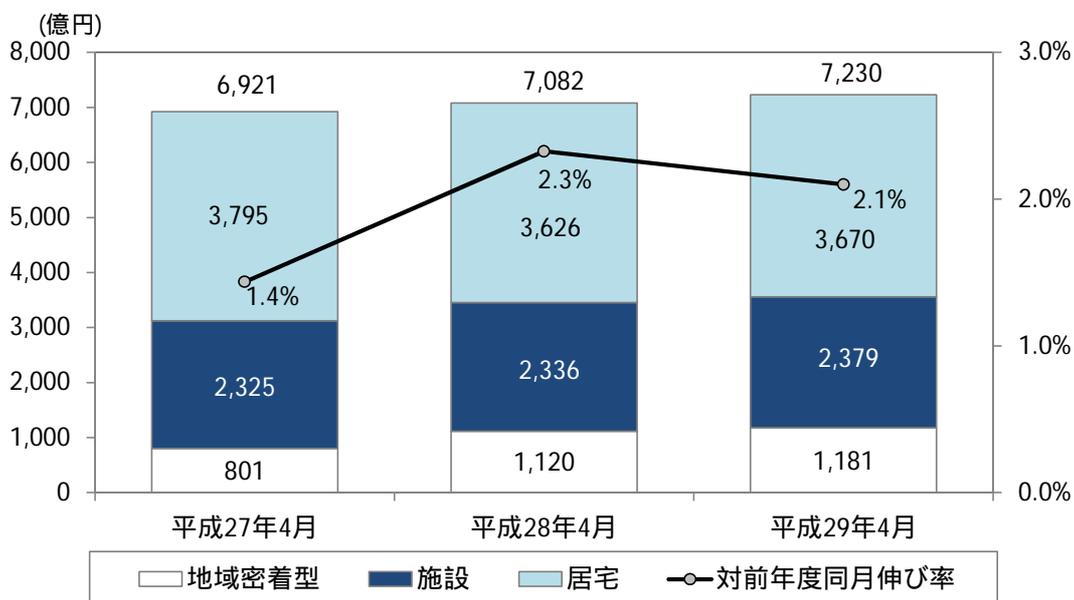
単位:億円

全国	平成27年4月			平成28年4月			平成29年4月		
	予防	介護	計	予防	介護	計	予防	介護	計
居宅サービス	377	3,418	3,795	367	3,259	3,626	283	3,387	3,670
	(98.2%)	(52.3%)	(54.8%)	(97.6%)	(48.6%)	(51.2%)	(96.9%)	(48.8%)	(50.8%)
地域密着型サービス	7	794	801	8	1,112	1,120	9	1,172	1,181
	(1.8%)	(12.1%)	(11.6%)	(2.1%)	(16.6%)	(15.8%)	(3.1%)	(16.9%)	(16.3%)
施設サービス	0	2,325	2,325	0	2,336	2,336	0	2,379	2,379
	(0.0%)	(35.6%)	(33.6%)	(0.0%)	(34.8%)	(33.0%)	(0.0%)	(34.3%)	(32.9%)
合計	384	6,537	6,921	376	6,706	7,082	292	6,938	7,230
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
対前年度 同月伸び率	1.4%			2.3%			2.1%		

資料:介護保険事業状況報告

大阪市、全国とも各月はサービス利用月である。
数値は、千人未満を四捨五入しているため、計に一致しない。

図表2-1-8 保険給付額の推移(全国)



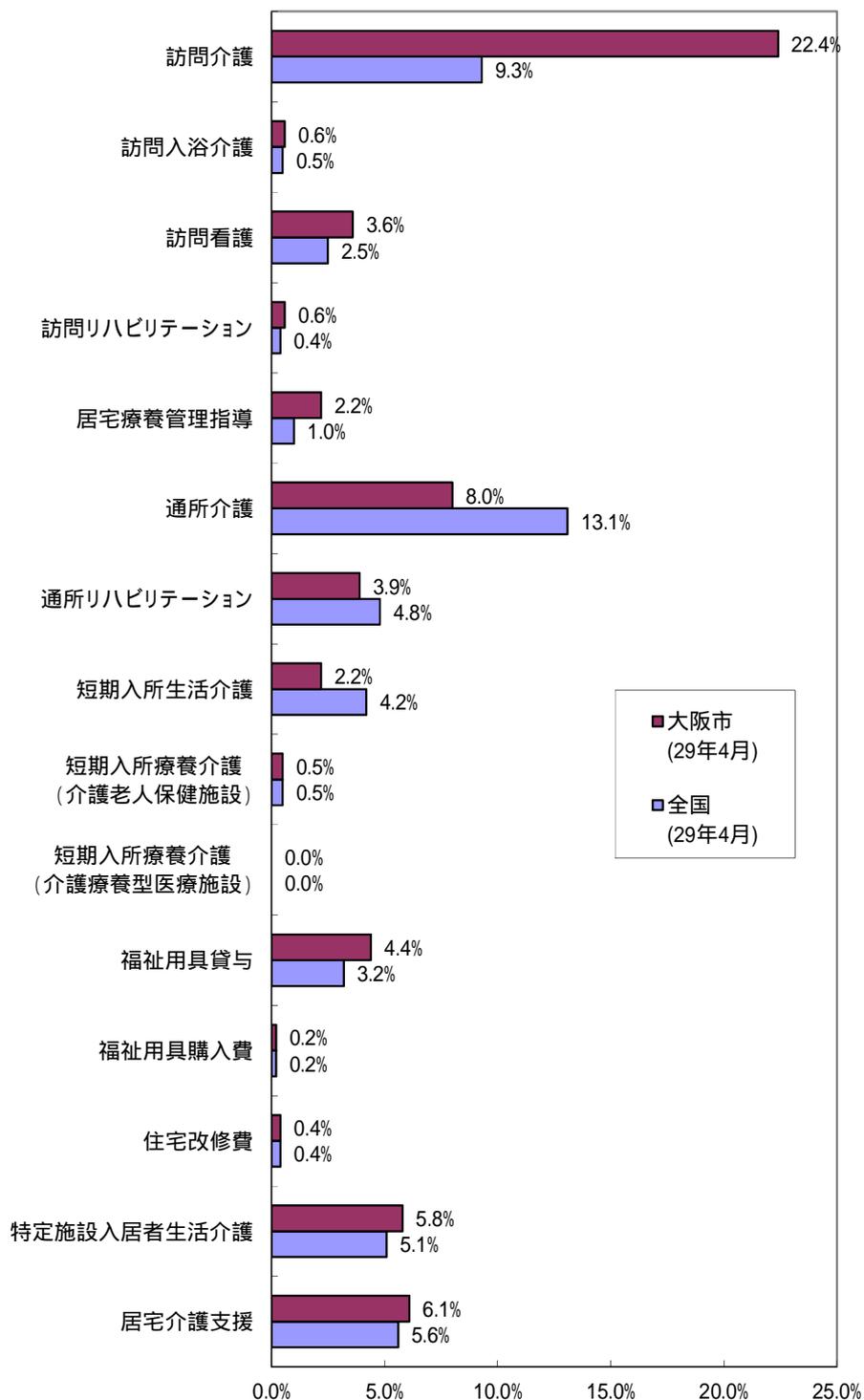
資料:介護保険事業状況報告

(3) サービス別保険給付の状況

サービス種類別保険給付額の構成割合をみると、大阪市は全国に比べて、保険給付額に占める訪問介護の割合が高くなっています。

居宅サービス

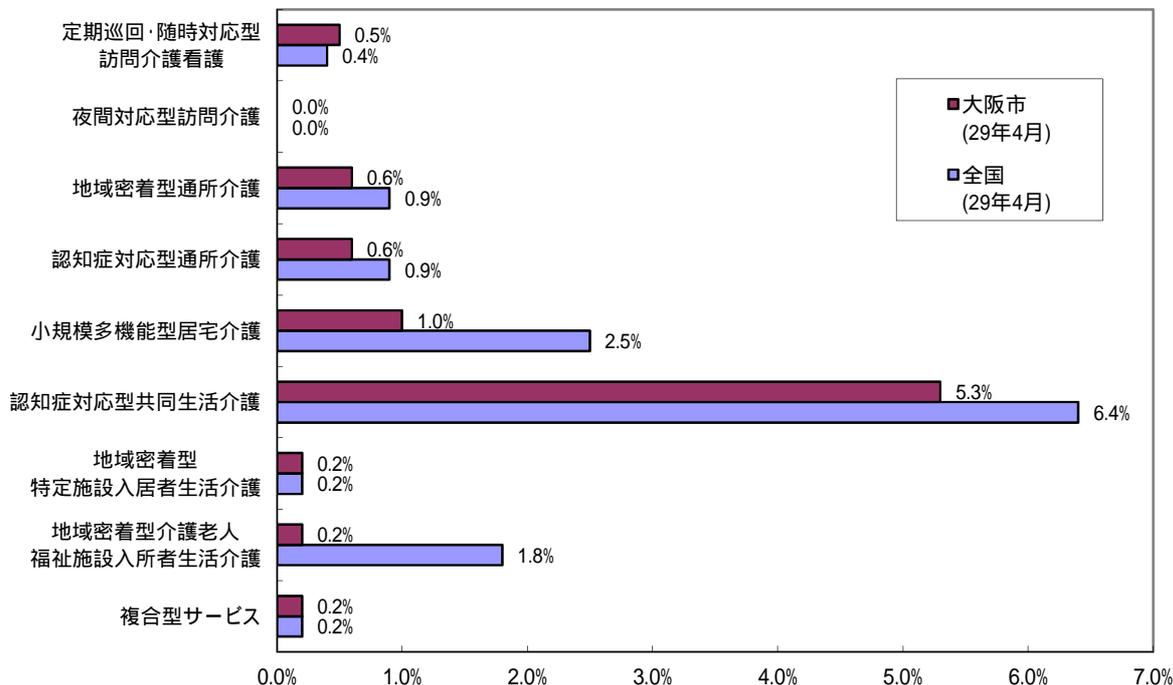
図表 2 - 1 - 9 サービス種類別保険給付額の構成割合



資料：介護保険事業状況報告

地域密着型サービス

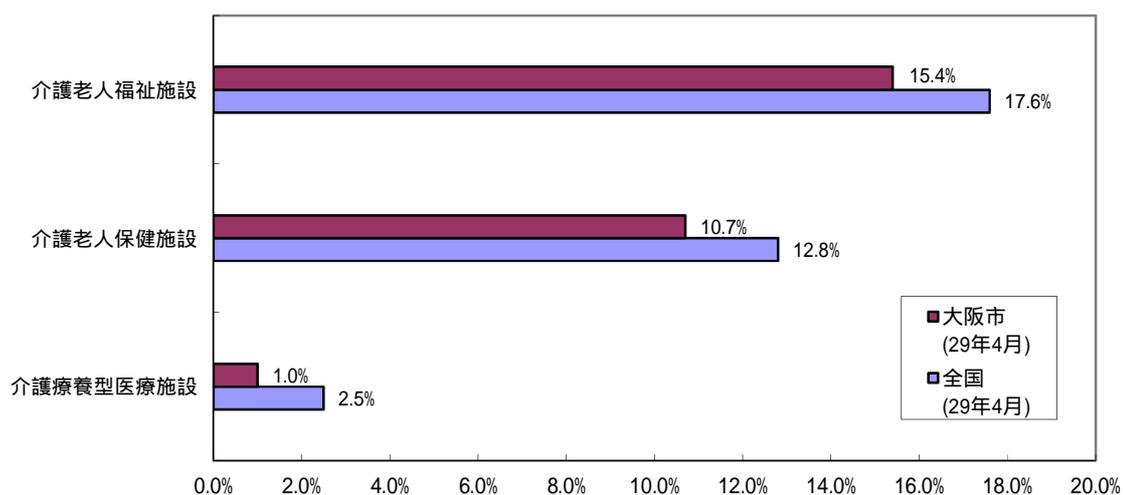
図表 2 - 1 - 10 サービス種類別保険給付額の構成割合



資料：介護保険事業状況報告

施設サービス

図表 2 - 1 - 11 サービス種類別保険給付額の構成割合



資料：介護保険事業状況報告

(4) 第6期介護保険事業計画の状況

大阪市の第6期介護保険事業計画についての計画値及び実績値については、下表のとおりとなっています。居宅サービスでは計画値を上回り、施設・居住系サービスでは計画値を下回っています。

図表2-1-12 第1号被保険者数及び要介護（要支援）認定者数

単位：人

		事業計画と実績		
		計画値	実績	実績割合
平成 27年度	第1号被保険者数	676,029	666,999	98.7%
	前期高齢者	353,662	348,783	98.6%
	後期高齢者	322,367	318,216	98.7%
	認定者数	169,962	160,712	94.6%
平成 28年度	第1号被保険者数	679,431	676,959	99.6%
	前期高齢者	348,508	345,772	99.2%
	後期高齢者	330,923	331,187	100.1%
	認定者数	179,730	165,383	92.0%
平成 29年度	第1号被保険者数	682,833	-	-
	前期高齢者	343,354	-	-
	後期高齢者	339,479	-	-
	認定者数	189,758	-	-

年度実績は月平均。
認定者数には第2号被保険者を含む。

資料：大阪市福祉局

図表2-1-13 介護保険事業計画と実績

単位：千円

		事業計画と実績		
		計画値	実績	実績割合
平成27年度	給付費計	222,275,579	221,023,232	99.4%
	居宅サービス	125,793,089	132,690,919	105.5%
	施設・居住系サービス	83,830,078	75,675,921	90.3%
	その他サービス	12,652,412	12,656,392	100.0%
平成28年度	給付費計	232,229,259	229,287,907	98.7%
	居宅サービス	127,374,862	138,119,126	108.4%
	施設・居住系サービス	91,686,578	77,903,863	85.0%
	その他サービス	13,167,819	13,264,918	100.7%
平成29年度	給付費計	235,891,843	-	-
	居宅サービス	124,319,867	-	-
	施設・居住系サービス	97,643,367	-	-
	その他サービス	13,928,609	-	-

資料：大阪市福祉局

(大阪市の特徴 - 高齢化と給付費の分析)

- 75歳以上人口(後期高齢者)の割合は全国平均よりやや高い。
- 要支援2以下の軽度者率は全国平均より高い。(大阪府平均並み)
- 施設サービスに関する受給率は全国平均より低い。(大阪府平均並み)
- 居宅サービスの給付費割合は高い。

指標名	全国	大阪府	大阪市
基本指標(高齢者数・認定者数)平成29年3月末時点(概算値)			
高齢者数(人)	34,405,430	2,329,386	680,434
65歳～74歳人数(人)	17,454,190	1,215,510	342,271
65歳～74歳割合(%)	50.7	52.2	50.3
75歳以上人数(人)	16,951,240	1,113,876	338,163
75歳以上割合(%)	49.3	47.8	49.7
認定者数(人)	6,319,730	492,753	167,047
要支援1(人)	891,758	98,387	36,994
要支援2(人)	867,870	74,122	25,041
要介護1(人)	1,259,834	79,503	23,336
要介護2(人)	1,102,791	84,767	28,077
要介護3(人)	832,152	58,179	19,368
要介護4(人)	764,491	53,989	19,197
要介護5(人)	600,834	43,806	15,034
認定率(%)	18.0	20.7	24.1
認定者割合(要支援者)(%)	27.8	35.0	37.1
認定者割合(要介護1・2)(%)	37.4	33.3	30.8
認定者割合(要介護3以上)(%)	34.8	31.7	32.1
65～74歳認定者の割合(%)	11.8	15.1	16.0
75歳以上認定者の割合(%)	86.1	82.9	82.2
第6期保険基準月額(国・都道府県は平均額)(円)	5,405	5,713	6,758
受給率(利用率)平成29年4月サービス分			
居宅サービス受給率(%)	68.7	74.5	72.7
地域密着型サービス受給率(%)	14.6	13.1	13.6
施設サービス受給率(%)	16.7	12.4	13.7
給付費関係指標 平成29年4月サービス分			
給付費総額(千円)	722,978,407	51,821,450	17,416,216
給付費割合(居宅)(%)	50.8	61.2	60.9
給付費割合(地域密着)(%)	16.3	12.9	12.1
給付費割合(施設)(%)	32.9	25.9	27.1
給付費割合(要支援)(%)	4.0	4.7	2.8
給付費割合(要介護1・2)(%)	32.9	31.8	31.7
給付費割合(要介護3以上)(%)	63.0	63.5	65.5
給付費割合(訪問計)(%)	13.7	26.3	29.5
給付費割合(通所計)(%)	17.8	15.3	11.9
給付費割合(短期入所計)(%)	4.7	3.3	2.6
給付費割合(福祉用具計)(%)	3.8	4.8	5.0
サービス水準・推計関係指標 平成29年4月サービス分			
<サービス水準>			
居宅受給者1人あたりの居宅給付費(千円)	96.4	103.6	111.8
地域密着型受給者1人あたりの地域密着型給付費(千円)	146.0	124.6	118.0
施設受給者1人あたりの施設給付費(千円)	257.0	263.4	264.5
<推計関係指標>			
高齢者1人あたり給付費(千円)	21.0	22.2	25.6
認定者1人あたり給付費(千円)	114.4	105.2	104.3
居宅サービス受給者1人あたり給付費(千円)	190.0	169.5	183.7
1人あたり給付費(要支援者)(千円)	16.6	14.2	7.9
1人あたり給付費(要介護1・2)(千円)	100.8	100.3	107.2
1人あたり給付費(要介護3以上)(千円)	207.3	210.9	212.9

資料：介護保険事業状況報告、大阪市福祉局

2 第6期計画の重点的な課題と取組みに関する進捗状況等

第6期計画では、地域包括ケアシステムの構築をめざし、大阪市の高齢化の現状と高齢者の実態を踏まえ、「高齢者の地域包括ケアの推進体制の構築」、「認知症の方への支援と高齢者の権利擁護施策の推進」、「介護予防の充実、市民による自主的活動への支援」、「地域包括ケアに向けたサービスの充実」、「高齢者の多様な住まい方の支援」の5点を重点的に取り組む施策として位置づけ、各取組みを推進してきました。

本章では、第6期計画における重点的な取組みの進捗等について記載しているとともに、第7章では、第6期計画における課題等を踏まえた本計画における取組みを記載しています。

(1) 高齢者の地域包括ケアの推進体制の構築

在宅医療・介護連携の推進

- ・ 大阪府域においては、平成 24 (2012) 年度以降、地域医師会等が中心となり厚生労働省の在宅医療連携拠点事業、**多職種研修モデル事業**や大阪府地域医療再生基金事業の在宅医療連携拠点支援事業などに取り組みられてきました。
- ・ 平成 26 (2014) 年度には、介護保険法の改正により地域支援事業として位置付けられ、市町村が主体となり地区医師会等と緊密に連携しながら、遅くとも平成 30 (2018) 年 4 月からは医療・介護関係機関の連携体制の構築の推進等を図ることとされました。
- ・ 大阪市では、平成 27 (2015) 年度から各区役所において順次、地域の課題抽出及び対応策の検討を行うため、医療・介護関係者が参画した協議の場を立ち上げるとともに、医療・介護関係者への研修や地域住民への普及啓発に努めてきました。
- ・ さらに、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築推進や、在宅医療・介護連携に関する相談支援などの専門性の高い取組み事項には、在宅医療・介護連携支援コーディネーターを配置した「高齢者等在宅医療・介護連携に関する相談支援事業」(以下本章では「相談支援事業」という。)として平成 27 (2015) 年 8 月から市内 1 か所においてモデル実施し、その評価・検証を踏まえて、平成 28 (2016) 年 8 月からは 11 区、平成 29 (2017) 年度中には全区において展開し、取組みを進めてきました。
- ・ また、医療機能の分化・連携や在宅医療の充実等を推進し、高度急性期医療から在宅医療まで切れ目なく、地域において効果的・効率的な提供体制を構築するため、平成 28 (2016) 年 3 月に大阪府地域医療構想が策定されました。大阪市においても地域医療構想を推進するため、地域医療構想調整会議等を開催し、協議・検討を行っています。
- ・ 在宅医療・介護連携の推進にあたっては、各区の医療資源の状況等も異なるなか、地域の実情に応じた弾力的な取組みや、創意工夫による独自の取組みも求められています。

- ・ 「切れ目のない在宅医療と介護の仕組みづくり」をめざしていくためには、関係機関の協力を得ながら、各区役所における取組みと在宅医療・介護連携支援コーディネーターによる「相談支援事業」の両者が一体となった取組みを進めていく必要があります。

地域包括支援センターの運営の充実

- ・ 大阪市では、高齢者がより身近な地域で相談できる体制を構築するため、平成 25(2013)年度以降、66 か所の地域包括支援センターを設置運営しています。
- ・ 地域包括ケアシステムの構築にあたっては、地域包括支援センターが中核となり、関係機関が連携して取り組んでいくことが重要であることから、そのために必要となる人員を地域包括支援センターに配置するなど、地域包括支援センターの体制の強化に取り組んできました。
- ・ 認知症高齢者等の急増に対応するため、平成 29(2017)年4月に、各区1か所の地域包括支援センターを「認知症強化型地域包括支援センター」と位置づけ、地域の認知症の方の発見力や対応力を強化する取組みを進めるために必要な人員を配置しました。
- ・ 地域包括支援センターの運営にあたっては、専門機関としての質的向上を図るため、運営体制などの基本的な評価基準に加えて、関連機関とのネットワーク構築の状況などの応用評価基準を設け、評価を行っています。評価結果については、地域包括支援センター運営協議会による審議を経て、次年度以降の事業運営に反映しています。
- ・ 地域包括支援センター業務に従事する職員に対し、階層別研修等を実施することにより、資質の向上に努めてきました。
- ・ 地域ケア会議については、個別支援、事例検証及び見えてきた課題のまとめを行う地域ケア個別会議をそれぞれ開催するとともに、それらの課題を政策形成につなげるため、市及び各区において地域ケア推進会議を開催しています。
- ・ 大阪市では、これまで高齢者人口の増加に合わせて地域包括支援センターの職員の配置数を見直してきましたが、近年、地域包括支援センターでは、高齢者人口が増加する以上に相談対応や虐待対応等の件数が増加している状況にあることから、地域包括支援センターの職員が地域ケア会議及び地域への訪問や実態把握等に係る活動を十分に行うことができるよう、適切な人員体制の確保を図っていく必要があります。
- ・ また、地域包括支援センター及び総合相談窓口(ブランチ)の認知度の向上が進んでいない状況にあることから、今後、認知度の向上に向けた取組みを強化していく必要があります。

地域における見守り施策の推進

- ・ 大阪市ではこれまで民生委員・児童委員による訪問活動をはじめ、老人クラブなどの地域住民による友愛訪問活動など、地域が主体となった見守りに取り組んできました。